

<患者さん用>

「在宅療養後方支援病床」の登録申請をされるみなさまへ

岐阜清流病院は在宅療養後方支援病院として、「在宅療養後方支援病床」を運用しています。在宅療養中の患者さんが入院治療を必要となった場合に受け入れる病床です。患者さん・ご家族が安心して在宅療養を継続していただくための支援をすることが目的です。

対象は在宅で訪問診療などを受けている患者さんです。「在宅療養後方支援病床」の利用は、かかりつけ医からの登録が必要です。

在宅療養後方支援病床の利用について

事前登録が必要です。

- ① 登録申請は、患者さん・ご家族に利用の趣旨をご理解・ご同意いただいた上で、かかりつけ医からの申請を行います。
- ② 当院の医師が、登録の可否について判定を行います。
- ③ 登録の可否について、かかりつけ医宛に通知いたします。
- ④ 登録された患者さんには、「入院希望の届出に関する同意書」のコピーをかかりつけ医よりお渡しします。
- ⑤ 原則として、かかりつけ医から岐阜清流病院への入院の相談をお願いします。

ご入院時のお願い

*病室については、患者さんの状態により相談させていただきます。

*病状等により、他院への転院等をお勧めさせていただくことがあります。

*入院された場合は、在宅患者緊急入院診療加算が算定されます。

お問合せ
岐阜清流病院
地域連携・入退院センター
TEL : 058-239-8515 (直通)
TEL : 058-239-8111 (病院代表)